

相模原市意見表明等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

相模原市こども・若者未来局

こども家庭課

委託業務の目的

本事業は、相模原市児童相談所一時保護施設、児童養護施設等に、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）を定期的に派遣することにより、入所している子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援し、もって子どもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

第1章 プロポーザル手続きについて

1 業務委託の内容

(1) 件名

相模原市意見表明等支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙1「相模原市意見表明等支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 概算業務価格（上限）

令和7年度 11,365,000円

令和8年度 11,766,000円

見積価格が委託上限額を超過しているものは、提案が優れていても採用しません。

2 スケジュール

参加申込書・質問書受付期間	令和6年12月23日（月）から令和7年1月17日（金） 午後5時まで
参加資格確認結果通知日	令和7年1月24日（金）
質問書回答期限	令和7年1月24日（金）頃
企画提案書提出期限	令和7年2月14日（金）午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和7年2月28日（金）午前
選定結果通知日	令和7年3月上旬
契約予定日	令和7年4月1日（火）

3 問合せ先及び提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 こども・若者未来局 こども家庭課 家庭福祉班 （担当：渡邊）

電話： 042-769-9811（直通）

メール： kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加要件

- (1) 児童福祉に関する事業実績があること。ただし、本市所管の児童養護施設等の運営や里親の受託を行っていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 相模原市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

5 参加手続

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 団体概要書（様式2）
 - ウ 児童福祉に関する活動実績（様式3）
- (2) 提出期限 令和7年1月17日（金）午後5時必着
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メール（添付ファイルにパスワードを設定してください）
※郵送又は電子メールの場合は必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- (4) 提出先 「3 問合せ先及び提出先」参照
- (5) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。
- (6) 参加申込をした者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加資格確認結果を電子メールにより通知します。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義がある場合は、質問書（様式5）を提出することができます。

- (1) 提出期限 令和7年1月17日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法
電子メール（Word形式で送付してください。）※電話連絡を行ってください。
- (3) 提出先 「3 問合せ先及び提出先」参照

(4) 回答日及び回答方法

令和7年1月24日（金）頃に電子メールで参加者全員に送付します。

7 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

- (1) 「4 参加要件」に規定する全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書

1 提出書類

- (1) 企画提案書（様式6-1～5）
- (2) 参考見積書（様式7）
- (3) プレゼンテーション用資料（任意様式）
- (4) 賃借対照表（任意様式）
- (5) 損益計算書（任意様式）

2 提出部数

- (1) 正本 1部

届けている代表者印を押印し、事業者名を記載してください。

- (2) 副本 9部

代表者印を押印せず、事業者名やロゴマークなど提案者を推定できる記載はしないでください。

3 提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時必着

4 提出方法

持参、郵送 ※郵送の場合は必ず電話連絡を行ってください。

5 提出先

「3 問合せ先及び提出先」参照

6 作成方法

- (1) 企画提案書

業務内容、実施要領等の内容を踏まえ、所定の様式に基づき作成してください。

- (2) 参考見積書

- ア 業務に要する全ての経費を積算してください。(消費税及び地方消費税を含む。)
- イ 備考欄に単価、工数(人、日など)、必要な経費の内訳がわかるように記載してください。

7 その他

- (1) 書類はA4判縦用紙に横書き、両面印刷左綴じでホチキス止めとします。
ただし、プレゼンテーション用資料はA4判横用紙でも可とします。
- (2) 文書を補完するための最小限のイメージ図・イラスト等を使用できます。
- (3) 文字は注意書き等を除き、原則として11ポイント又は12ポイントの大ききとしてください。
- (4) 提案書の記載スペースが足りない場合、適宜ページ数を増やすことができます。
- (5) 各ページの下中央にページ番号を表示してください。
- (6) 所定の様式以外の書類は受理しません。(任意様式書類を除く)
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 提案内容の変更は認められません。

第3章 プレゼンテーションの実施

提案内容に関するプレゼンテーションを行います。日時の詳細は別途お知らせします。

1 実施日時(予定)

令和7年2月28日(金)午前中

2 実施場所

相模原市が指定する会場又はオンラインで実施

3 内容

提出した企画提案書等を使用し、20分以内で説明していただきます。その後質疑応答を行います。

第4章 選考の方法及び受託候補者の選定

1 選考方法

選考は、「相模原市意見表明等支援事業業務委託受託候補者選考委員会」を設置し、同委員会にておいて、「(1) 選考方針」に基づき選考します。

(1) 選考方針

企画提案書類等及びプレゼンテーションの内容について別紙2「評価基準」に基づき採点を行い、合計点の高い提案をした法人を選考します。

- (2) 選考委員1人当たりの点数の50%を基準点とし、採点の結果、1人でも基準点に達しない場合は不適合とします。

(3) 同点の扱いについて

合計得点が同点の場合は、評価基準のうち「2.事業の実施内容」の合計得点が高い提案者を受注候補者として選定します。それでもなお、同点の場合は委員で票決します。

(4) 選考結果の通知

参加者個別に書面にて令和7年3月中旬までに通知します。併せて、市ホームページ上で結果を公表します。

2 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、本プロポーザル手続きは予算議決前の準備行為であるため、本事業に係る予算の議決がされないときは、契約を締結しません。

3 選定の取消

受注候補者が、選定の日から契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとします。この場合、次順位の者を新たな受注候補者として手続きを行います。

- (1) 「4 参加要件」を満たす者ではなくなったとき
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とします。
- (2) 本契約において使用する通貨は、日本円とします。
- (3) 本契約において契約書の作成を要します。
- (4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとします。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができます。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権することはできません。また、選定された権利を他社に譲渡することはできません。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外に係る選定等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (7) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とします。
- (8) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (9) 業務内容の詳細及び仕様書は、採用された者と相模原市との協議のうえで決定します。
- (10) 以下に該当した場合は失格とします。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出やヒアリングに遅延した場合。
 - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。

ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

(11) 税理士又は公認会計士による申請団体の経営状況の確認を行います。